

会 議 録

会議の名称	令和5年 第6回 白岡市教育委員会定例会
開催日	令和5年4月13日(木)
開催時間	午前9時30分 開会 ・ 午前11時32分 閉会
開催場所	白岡市役所 4階 特別大会議室
教育長の氏名	横 松 伸 二
出席者(委員等)の氏名	横 松 伸 二 山 崎 美佐江 和 田 玲 子 小野目 如 快 福 永 肇
欠席者(委員)の氏名	
説明員の職・氏名	教育部長 阿 部 千鶴子 教育総務課長 高 垣 秀 樹 参事兼教育指導課長 小 林 大 輔 教育部付副参事 加 藤 靖 生涯学習課長 大久保 秀 樹
事務局職員の職・氏名	教育総務課主査 山田 真規子
点検評価員	
会議次第	1 開会 2 日程第1 会議録署名委員の指名 3 日程第2 委任事務等報告事項 4 日程第3 議事 5 閉会
配布資料	別添のとおり
傍聴者数	2人

1 開 会

横松教育長 出席委員 5 名、定足数に達しており開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

横松教育長 市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、山崎美佐江委員及び和田玲子委員を指名した。

3 委任事務等報告事項（教育長報告）

横松教育長 報告事項 1、2 及び 3 は個人情報を含む内容であるため、非公開で行いたいが如何か。

委 員 (異議なし)

横松教育長 異議なしと認め、報告事項 1、2 及び 3 は非公開で行う。また、審議の順番を公開案件からとする。

第 4 専決処分の報告について（白岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則）

【説 明】 (報告第 4 について、教育部長が概要説明を行い、教育総務課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

A 委員 教育指導課における主任指導主事や全体の業務はどのようなものか。

参事兼教育指導課長 課長職の補佐を行い、東部教育事務所が行う学校訪問の調整、管理職の研修、学校基本調査等の調査業務、コロナ対応、教員の免許に関すること、法令関係等の業務を行っている。

教育部長 教育指導課は指導担当と学務担当がある。学務担当には主幹がおり、担当内の統括を行っている。これまで指導担当は、指導主事 4 人が並列で、取りまとめを行う職がいなかった。担当を強化するため、新たに取りまとめを行う職を置いたものである。

A 委員 指導主事は管理職なのか。

教育部長 指導主事は、管理職のなかに入っている。それを束ねるものとして主任指導主事を置いた。一つ上席となる。

【承 認】 (質疑応答後、全員異議なく承認)

第5 専決処分の報告について（白岡市教育委員会教育長の権限に属する事務の
決裁等に関する規程及び白岡市教育委員会公文例及び文書取扱規程の一部を
改正する訓令）

【説 明】 （報告第5について、教育部長が概要説明を行い、教育総
務課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】

B 委員 報告第4と報告第5について、新たな職を追加するとい
う同様の改正なので、両方とも職の順番は同じになると思
うが、新旧対照表を見ると異なっているのはなぜか。

教育部長 職の順番は、一緒になる。組織規則のほうが正しい順番
になっている。今回の改正内容に誤りはないので、職の順
番を修正することについては、今後、文言整理をしていき
たい。

【承 認】 （質疑応答後、全員異議なく承認）

第6 専決処分の報告について（白岡市教育委員会の所管に係る白岡市個人情報
保護法施行条例施行規則）

【説 明】 （報告第6について、教育部長が概要説明を行い、教育総
務課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】 （質疑なし）

【承 認】 （全員異議なく承認）

第7 専決処分の報告について（白岡市教育情報通信ネットワーク管理規程の一
部を改正する訓令）

【説 明】 （報告第7について、教育部長が概要説明を行い、教育総
務課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】

A 委員 個人情報の取扱いについて、市単独ではなく、国の法令
に統一されたということか。

教育部長 個人情報の取扱いについて、これまで各市町村条例でそ
れぞれに規定されており、定義や解釈が団体に異なってい
る場合もあった。国が全国ルールを作り、これからは国の
ルールに従っていくということである。

【承 認】 （質疑応答後、全員異議なく承認）

第8 専決処分の報告について（白岡市生涯学習センター防犯カメラの設置及び運用に関する要綱及び白岡市立小・中学校防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示）

【説明】（報告第8について、教育部長が概要説明を行い、教育総務課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】

C委員 防犯カメラを設置している施設に「防犯カメラ作動中」といったような掲示はしてあるのか。

教育部長 生涯学習センターは掲示している。学校も門のところに掲示している。

C委員 第3者に個人情報撮られるのが嫌な人もいるため、質問した。

【承認】（質疑応答後、全員異議なく承認）

第9 専決処分の報告について（白岡市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則）

【説明】（報告第9について、教育部長が概要説明を行い、生涯学習課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】

B委員 これまで、第4条において、表記を「白岡市教育委員会」を「委員会」と略していたものを「教育委員会」とした理由は何か。わかりやすいからか。

生涯学習課長 委員のおっしゃるとおりである。

【承認】（質疑応答後、全員異議なく承認）

4 議 事

【上 程】

横松教育長 議案第17号 白岡市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施に関する規程を上程し提案理由の説明を求める。

【説明】（議案第17号について、教育部長が概要説明を行い、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】

C委員 教職員の評価や本人への結果通知など現状はどうなっているのか。

- 参事兼教育指導課長 一般の教員の第一次評価者は教頭、最終評価者は校長である。教頭の第一次評価者は校長、最終評価者は教育指導課長である。また、校長の第一次評価者は教育指導課長、最終評価者は教育長である。結果は、校長から本人にフィードバックしている。本人には、最終評価シート、評価区分シートを校長から渡している。評価に対する不服申し立ては、令和4年度は0件であった。
- C委員 評価の時期はいつか。
- 参事兼教育指導課長 2月1日が基準日である。
- D委員 2月1日が基準日であるなら、中間の評価はあるのか。
- 参事兼教育指導課長 当初、中間、最終と3段階の申告がある。10月1日の中間時に目標の修正などを行う。その都度、進捗状況を校長が確認している。
- D委員 中間の評価があるのはよい。その都度的確なアドバイスが必要である。
- A委員 第4条第3項に、苦情の申し立ての書面を提出するときには教員の職務に専念する義務を免除するとあるが、これは、事態がこじれた時を想定してのことか。
- 参事兼教育指導課長 校長から再説明を受け、それでも納得がいかない場合に教育委員会に苦情を申し立てることになっている。校長には適切な評価を指導している。苦情が多いのは、授業を見に来ないのになぜこういう評価になったのかといった内容である。
- A委員 教員が職務専念義務を免除されるのは、余程のことだと思う。問題が起きるのを防ぐために校長に適切に指導しているということか。
- 横松教育長 教員が苦情を申し立てるのは職務ではないため、勤務時間内に教育委員会に来るためには職免が必要となる。サービス上の問題である。
- A委員 管理職が苦情を申し立てるときもこの規程に則るのか。
- 参事兼教育指導課長 全ての教職員が対象となっている。
- 【採 決】 (質疑応答後、全員異議なく決定)
- 横松教育長 議案第17号 白岡市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施に関する規程を案件のとおり決定する。

【上 程】

横松教育長

議案第18号 文化財の市指定についてを上程し
提案理由の説明を求める。

【説 明】

(議案第18号について、教育部長が概要説明を行い
生涯学習課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

C委員

教育部長

市の指定を受けることにより、何が変わるのか。

現状のまま保存する必要が出てくる。所有者は、売却
はもちろん、勝手に現状を変えるような修理ができなくな
る。現状を保つために市から補助ができるようになる。

A委員

教育部長

一般公開をするのか。

現在もお寺の好意で、地域の方々は見ることができ
る。今後はもっと広く見ていただきたいので、保存場所等一
緒に考えていきたい。標柱を立てるほか、広報等でも広
めていきたい。

【採 決】

(質疑応答後、全員異議なく決定)

横松教育長

議案第18号 文化財の市指定について案件のと
おり決定する。

【上 程】

横松教育長

議案第19号 白岡市文化財保護審議会委員の委
嘱についてを上程し提案理由の説明を求める。

【説 明】

(議案第19号について、教育部長が概要説明を行い
生涯学習課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

D委員

幅広い分野から来ていただいてすばらしい。市のコミュ
ニティ大学の講師もいらっしゃるようだ。ぜひ市民向けの
講座等を開いていただきたい。

【採 決】

(質疑応答後、全員異議なく決定)

横松教育長

議案第19号 白岡市文化財保護審議会委員の委
嘱について案件のとおり決定する。

5 その他

その他1 令和4年度教職員人事評価の結果について

【説 明】

(教育部長及び参事兼教育指導課長が資料に基づき説明し

た。)

【質疑応答概要】

C 委員

A から D までの評価があるが、それぞれの説明を記載してほしい。また、上の表と下の表で評価の基準・評価者が異なるのに一枚の紙で示すのはどうか。第三者がみてわかるようにしていただきたい。

A 評価が主幹教諭は 83.3 パーセントに対し、教諭は 26 パーセント、校長や教頭も A 評価は少ない。分布が異常なのではないか。

栄養職員は、評価の値が示されていない。評価していないということなのか。

参事兼教育指導課長

表記については、次年度以降改善したい。

栄養職員は当市にはいない。また、学校に一人しかいない職種は、評価が高くなりがちである。適切に評価するよう指導していきたい。

A 委員

これは、一般に公開しないのか。

参事兼教育指導課長

公開請求があれば適切に行う。

【承認】

(質疑応答後、全員異議なく承認)

その他 2 令和 4 年度市内共通学校評価集計結果について

【説明】

(教育部長及び参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

C 委員

質問内容がポジティブなので、イエスと答えやすいのではないか。当てはまらないものもあるのが本音だと思う。注意して行ってほしい。

参事兼教育指導課長

学校によって偏りがあるのは把握している。「日本語指導が必要な児童生徒に対して、必要な支援が行われている。」の平均値が低いのは、極端に低い学校があったからである。結果を校長にフィードバックし、次年度に生かしていきたい。

A 委員

「幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校など異校種間での交流や接続期を意識した情報交換が行われている。」の問いは、接続期である 1 年生等を実際に見ている教員は低い点数をつけると思うが、それ以外の教員はあまり意識せず高い点数をつけると思う。平均は高くなっていても注視

すべきだ。多岐にわたり情報交換の機会があると思うが、ルール化されているものはあるか。

参事兼教育指導課長 コロナ禍前は、幼稚園と小学校低学年を受け持つ教員とが会って情報交換していた。幼・保・小連絡協議会を再開させたいと考えている。また、幼・保・小の連携については、県の教育委員会で指定の様式を示している。

A 委員 小学校から中学校に接続する場合にも情報交換の機会はあるのか。

参事兼教育指導課長 3月中旬以降に、小学6年生担任と中学校の教員の情報交換は行われている。中学入学後に、小学校の教員が授業を見に行くこともある。情報交換会には教育指導課指導主事も参加している。

D 委員 小学校と中学校で別の表にしたほうが分かりやすいと思う。

参事兼教育指導課長 次年度から対応したい。

A 委員 人権に関する設問は点数が高くなっており、力を入れている証拠だ。良いことだ。

【承認】 (質疑応答後、全員異議なく承認)

その他 3 令和5年度白岡市立小・中学校の概要について

【説明】 (教育部長及び参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】 (質疑なし)

【承認】 (全員異議なく承認)

その他 4 3月の教育委員会諸事業結果報告について

【説明】 (生涯学習課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

B 委員 放課後子ども教室の今後の計画はどうか。

生涯学習課長 令和5年度は、菁莪小学校と大山小学校で昨年度より回数を増やして実施する。令和6年度以降に全校で実施できるよう進めていきたい。

【承認】 (質疑応答後、全員異議なく承認)

(傍聴人退席)

3 委任事務等報告事項（教育長報告）

第1 区域外就学について

【説明】 （報告第1について、教育部長が概要説明を行い、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】 （質疑なし）

【承認】 （全員異議なく承認）

第2 就学すべき学校の指定の変更について

【説明】 （報告第2について、教育部長が概要説明を行い、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】 （質疑なし）

【承認】 （全員異議なく承認）

第3 専決処分の報告について（人事案件）

【説明】 （報告第3について、教育部長が概要説明を行い、教育総務課長が資料に基づき説明した。）

【質疑応答概要】 ～非公開案件につき内容省略～

【承認】 （質疑応答後、全員異議なく承認）

5 閉会

横松教育長

以上をもって閉会を宣言する。

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

議事録署名委員

議事録署名委員